

令和2年

第4回福岡県教育委員会会議（臨時会）会議録

日 時 令和2年2月26日（水）
開会14時31分 閉会16時07分

場 所 福岡県庁4階 教育委員会会議室

【議事等】

1 報告

- (1) 教育予算に対する意見の申出について
- (2) 条例の提案に対する意見の申出について
- (3) 福岡県文化部活動の在り方に関する指針の策定について
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関する対応について
- (5) 県立学校教職員の人事について

2 議事

第6号議案 県費負担教職員の人事について

第7号議案 県立学校教職員の人事について

第8号議案 事務局等職員の人事について

【内 容】

1 出席者

教育長：城戸秀明

委員：久保田誠二、木下比奈子、前田恵理

2 欠席者

委員：宮本美代子、堤康博

3 出席職員

副教育長 吉田法稔、教育監 中島良博、教育総務部長 木原茂、教育振興部長 上田哲子、
総務企画課長 谷本理佐、財務課長 石橋裕次、教職員課長 松永一雄、
施設課長 池松峰男、文化財保護課長 河口靖志、高校教育課長 田中直喜、
義務教育課長 一色潤貴、特別支援教育課長 井手優二、体育スポーツ健康課長 稲富勉、
社会教育課長 富松文夫 外

4 傍聴者等数

3名

5 議事録

【城戸教育長】

本日は、宮本委員、堤委員が所用により欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、ただ今から第4回教育委員会会議臨時会を開催いたします。

本日は報道機関の方から、会議の撮影の申出がありましたので、会議の冒頭部分について、3分程度、撮影を許可いたします。

各委員は、会議に入ります前に、配布資料にお目通しをお願いします。

< 3分経過 >

【城戸教育長】

3分が経過いたしました。この後会議の傍聴をされない方につきましては、御退室をお願いいたします。

傍聴人に申し上げます。

受付で配布された「傍聴人の留意事項」を遵守し、会議進行の妨げにならないよう御協力ください。

本日の案件につきましては、お手許に配布している資料のとおりです。

それでは審議に入る前に、非公開発議の有無を確認します。本日の案件の中で、非公開で審議することが適当なものはないでしょうか。

< 前田委員挙手 >

【前田委員】

第6号議案から第8号議案及び報告（5）は人事に関する案件ですので非公開とする発議をいたします。

【城戸教育長】

ただいま、前田委員から非公開の発議がありましたので採決をとりたいと思います。非公開とすることに賛成の方は挙手願います。

< 全員挙手 >

【城戸教育長】

賛成全員でございますので第6号議案から第8号議案及び報告（5）につきましては、非公開といたします。

本日は都合により、非公開案件を先に審議することといたします。

よって、本日の会議は非公開にて第6号議案から第8号議案及び報告（5）を審議した後に、公開にて報告（1）から報告（4）を審議することといたします。

傍聴の方に申し上げます。この後、非公開審議となりますので傍聴の方は、一旦全員御退席いただきますようお願いいたします。

< 以降非公開となった >

○第6号議案 県費負担教職員の人事について

県費負担教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

○第7号議案 県立学校教職員の人事について

県立学校教職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

○報告（5） 県立学校教職員の人事について

県立学校教職員の失職について、報告を受けた。

○第8号議案 事務局等職員の人事について

事務局等職員の処分について、審議の結果、原案どおり可決した。

< 以降公開となった >

【城戸教育長】

それでは、審議を再開いたします。続きまして報告（1）「教育予算に対する意見の申出について」を石橋財務課長お願いします。

○報告（1） 教育予算に対する意見の申出について

【石橋財務課長】

教育予算に対する意見の申出について御報告を行うとともに、承認をお願いするものです。

< 石橋財務課長が資料に沿って説明 >

【石橋財務課長】

説明は以上でございます。御承認の程よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。本案件については前回の委員協議会で説明を受け、臨時代理の報告をさせていただくものでございます。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告については承認といたします。

続いて報告（2）「条例の提案に対する意見の申出について」の1番目「職員の服

務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例」、2番目「地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例」、3番目「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」をまとめて、谷本総務企画課長お願いします。

○報告（2） 条例提案に対する意見の申出について

- ・ 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 地方自治法等の一部を改正する法律の制定に伴う関係条例の整理に関する条例
- ・ 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

【谷本総務企画課長】

2月議会に提案されました3条例について一括して説明させていただきます。これら、3条例に関しても先に財務課長から説明がありました「教育予算に対する意見の申出」と同様、教育長による臨時代理で回答したことの御報告をするとともに、承認をお願いするものでございます。

<谷本総務企画課長が資料に沿って説明>

【谷本総務企画課長】

説明は以上でございます。御承認の程よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

説明は終わりました。本案件につきましても前回の委員協議会で御協議いただきました内容でございます。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告についても承認といたします。

続いて報告（2）の4番目「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例」を、山田教職員課課長補佐お願いします。

- ・ 福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

【山田教職員課課長補佐】

2月議会に提案されました「福岡県県立学校職員定数条例及び福岡県市町村立学校

職員定数条例の一部を改正する条例」に対する意見の申出について、教育長の臨時代理により回答したことを報告しますとともに御承認をいただくものでございます。

＜山田教職員課課長補佐が資料に沿って説明＞

【山田教職員課課長補佐】

説明は以上でございます。御承認の程よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

本案件につきましても前回の委員協議会で御協議いただきました内容でございます。本案件につきましても御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

＜ な し ＞

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告についても承認といたします。

続いて報告（２）の５番目「福岡県文化芸術振興条例」、引き続き６番目「福岡県スポーツ推進条例」を富松社会教育課長並びに稲富体育スポーツ健康課長引き続きお願いいたします。

- ・ **福岡県文化芸術振興条例**
- ・ **福岡県スポーツ推進条例**

【富松社会教育課長】

御説明させていただきます。

＜富松社会教育課長、稲富体育スポーツ健康課長が資料に沿って説明＞

【稲富体育スポーツ健康課長】

説明は以上でございます。御承認の程よろしくお願いいたします。

【城戸教育長】

２条例について、一括して説明をさせていただきました。この条例案につきましても前回御協議をいただいたものでございます。それではこの２条例について御意見や御質問等ございましたらお願いいたします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告についても承認といたします。

続いて報告（３）「福岡県文化部活動の在り方に関する指針の策定について」を、田中高校教育課長お願いします。

○報告（３） 福岡県文化部活動の在り方に関する指針の策定について

【田中高校教育課長】

資料に沿って説明させていただきます。

< 田中高校教育課長が資料に沿って説明 >

【田中高校教育課長】

説明は以上でございます。

【城戸教育長】

説明は終わりました。基本的には運動部に準じた内容になっております。御意見や御質問等ございましたらお願いします。

< な し >

【城戸教育長】

特にないようですので、本報告については了承といたします。

続いて報告（４）「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」を稲富体育スポーツ健康課長、田中高校教育課長お願いします。

○報告（４） 新型コロナウイルス感染症に関する対応について

【稲富体育スポーツ健康課長】

県立学校におきます新型コロナウイルス感染症に関する概要につきましては、これまで文部科学省による通知を受けまして順次県立学校へ通知をして参ったところがございます。その後国内での感染の広がりや、福岡市内で感染者が確認されたこと等を踏まえまして、児童生徒への感染拡大を防止するため、これらの通知内容を整理し、県立学校が取り組むべき感染症対策の徹底や、児童生徒への感染または感染の疑いが

発生した場合の対応、いじめや偏見などの防止といった観点をわかりやすくとりまとめました「新型コロナウイルス感染症に関する対応について」を作成し、2月21日に県立学校へ通知をいたしました。また、市町村教育委員会に対しましては、この通知を参考に、設置する学校における感染症対策に万全を期すよう併せて通知を行ったところでございます。資料を御覧ください。

＜稲富体育スポーツ健康課長、田中高校教育課長が資料に沿って説明＞

【田中高校教育課長】

説明は以上でございます。

【城戸教育長】

説明が終わりました。御意見、御質問等お願いいたします。

【前田委員】

入試に関して追選抜を受けるためには証明書などが必要なのでしょうか。また、別室受験とした場合、その場所が感染の危険な場所になってしまうのではないのでしょうか。

【田中高校教育課長】

まず追選抜についてですが、当日までに診断書を出してもらうことが原則になります。インフルエンザの場合は診断書が出ると思いますが、今回の場合は発症していれば診断書がでると思います。濃厚接触の証明、それが難しい場合は状況の説明書、申立書などでできるだけ可能にしていきたいと考えております。

別室受験についてですが、高校受験の場合は高校にある全教室の3分の1程度しか使いませんので、空いている教室で1人1教室というのが望ましいと思います。可能な限り実施し、1教室に複数受験生を入れる場合でも、2メートル以上離すなど感染しないよう配慮して参ります。

【久保田委員】

卒業式の短縮についてですが、特別支援学校など感染すると困るような学校での対応はどのようになっているのですか。

【井手特別支援教育課長】

卒業式に関しましては、県立高校と同様の取り扱いをするようにしております。抵抗力が弱い、免疫力が弱いという児童生徒はいると思いますが、それらの児童生徒に

は特に健康管理を徹底するよう別途通知しております。

【木下委員】

追選抜については、インフルエンザ、コロナウイルスに限った対応なのでしょう
か。それとも、この他の体調不良でもいいのでしょうか。

【田中高校教育課長】

一般的にはインフルエンザの生徒への対応でございますが、この他の病気または交
通事故等なども含めて対応していきます。

【城戸教育長】

資料には記載しておりませんが、新型コロナウイルスの感染者が1人、2人とかで
はなく数十人とかなることが考えられますが、そのときは追選抜ではなく、追検査、
つまり、もう一回試験をやることも現在県教委では考えております。

【前田委員】

県は3月20日まで主催するものは、中止、延期となっておりますが、資料には学
校行事もそれに準ずるということになっております。これは判断が非常に難しいと思
います。学校行事、部活動の大会など主催者から判断についての問い合わせなどには
どのように回答するのでしょうか。

【中嶋教育政策推進室長】

基本的には県の主催するイベント、行事などは原則中止、延期という方針を出して
おりますので、県の施設などは原則中止としておりますということを案内いたしま
す。特例としてどうしてもそのときにしなければいけないものというものもございま
すので、それは個別の事情によるということが通知にも記載あり、その点も踏まえて
県の取り組み状況をお伝えしていきます。

【城戸教育長】

県主催のイベントの開催状況については、県のホームページに掲載されておしま
す。私たちもホームページに掲載しておりますが、実施するイベントも含め、学校が
判断に困ることがないようにホームページに掲載していき、参考にしていただきたい
と考えております。

【久保田委員】

卒業式もマスク推奨ということになっておりますが、現在マスクが不足している状

況で入試の時にマスクがないという生徒には何か対応を考えているのでしょうか。

【田中高校教育課長】

通常入試のときには、学校で入り口に消毒液を置くことやマスクを準備するなどの対応をしております。よって各学校にはある程度のマスクがあります。ない学校には他の学校から融通してもらうなどで対応していきたいと考えております。

【城戸教育長】

この他にございませんか。

< な し >

【城戸教育長】

特にございませんので本案件については終了いたします。

本日の会議の案件は以上でございます。これで本日の会議を終了いたします。